

団費等の集金（支払い）方法について（内規）

2020年9月策定
石川フィルハーモニー交響楽団

標記について2020年度定例総会にて提案があり、後日役員による運営会議にて下記の通り承認されたのでお知らせします。

1. 今年度分（2020年）より団費はこれまでの個別封筒配布・集金方法から、銀行口座振込へ変更する。

振込口座：

北國銀行 額（ぬか）支店（支店番号132） 口座番号7892（4桁） 石川フィルハーモニー交響楽団
（原則、**振込人名は団員名**にてお願いします。団員名以外の名前で振込む際は会計までご連絡下さい）

2. 振込（支払い）**期限は年度初めから概ね3か月以内**とする。（注：2020年度は12月末までとします）

3. 振込は**1年分一括払い**を原則とする。事情により一括払いが困難で分割払いを希望する場合は、会計を通じて代表の承認を必要とする。（注：通常の年間団費は12,000円ですが、2020年度に限り年末公演出演者は7,000円、それ以外は3,000円とします）

4. 年度途中で退団や休団する場合は、徴収済み年間団費から活動月分（1,000円/月）と銀行手数料を差し引いた残額を団員の口座へ振り込み返還する。（注：退団届、休団届に振込口座名など記載して頂きます）

5. 年度途中の新入団や休団から復団した場合は、正式に扱われた活動開始後または再開後から年度末までの金額（月数×1,000円）を**原則一括振込み払い**とする。（注：入団申し込み書、復団届の提出・受理をもって正式な扱いとします）

6. 団員が団費を振込む際に必要な手数料は団員の負担とする。

7. 団の自主演奏会（定期演奏会やビエンナーレ特別演奏会など）の自己負担金も、団費と同様に銀行口座一括振り込みを原則とする。納入時期や金額については、運営会議で協議し決定次第、団員に周知する。

8. 音文協主催演奏会（オケ少や年末公演など）では、石フィル団員個人での自己負担金は徴収せず「チケット販売協力」を依頼しており、従来通りチケット販売代金を会計へ納める方式とする（ただし今後は個人単位ではなく、パート単位でパートリーダーが取りまとめてチケット預かりと集金を行います。詳細はその都度メンバーリストなどで周知します）。

9. 団費や演奏会自己負担金の納入が規定の期限を過ぎても行われない場合、会計から各パートリーダーへ未納者リストを送り、パートリーダーは当該メンバーに対し速やかに納入（振込）するよう周知する。

10. 特別の事情がないにもかかわらず、団費や演奏会自己負担金の納入が著しく遅滞し、再三の納入要請にも応じない場合、団規約第5条3（団費の納入）不履行および第9条（除名）に照らし、今後の演奏会出演不可や除名に該当するかどうかを運営会議にて協議する。

以上